

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

職場の熱中症が急増

暑熱リスク下げる環境整備を

〈好事例〉エコ・プランの声かけ&メール活動

特集Ⅱ

労災防止へICT活用

工事別・対策別に整理

建災防が一般公開

ニュース

昭和→平成で損賠額倍増

「高額判決、大半が過労死」労災問題研究所調べ

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2333

7
2019 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 山梨会
社会保険労務士 高岡綜合事務所
所長 高岡 伸次

昼休みに銀行でお金を下ろした後に転倒

■ 災害のあらまし ■

B社に勤務している従業員Aは、週末の連休に計画していた家族旅行に必要な現金を引き降ろすため、昼休みの時間帯に会社から外出し、最寄りの銀行に向かっていった。銀行は昼休みということもあって込み合っており、現金を引き降ろすまでに時間がかかってしまった。

その結果、昼休みの時間が残りわずかとなり、焦ったAは、急いで会社に戻ろうとしたために、銀行の入り口の段差に気がつかず、誤って転倒してしまい、左足首を捻挫してしまった。

■ 判断 ■

原則として休憩時間中は、労働者は自由に行動することが許されていることから、その間のこの行為自体は、仕事に関係があるものではなく、労働者の私的行為に当たる。そのため、事業場施設外で発生した災害については、業務起因性がなく、労働災害とは認定されず、**業務外**となった。

■ 解説 ■

業務災害とは、いわゆる業務上の事由による災害であり、業務と災害との間に相当因果関係がある中で生じたものをいう。例えば、業務中に機械器具でケガをしたのであれば業務災害として明白である。実務上は業務上の事由であるか否かの判断が難しいケースが少なくない。その判断に当たっての基準として、「業務起因性」と「業務遂行性」というものがある。

業務上と認められるためには業務起因性が認められなければならない、その前提条件として業務遂行性が認められなければならない。この業務遂行性は3つに分類し、そ

第293回

れぞれの場合に業務起因性があるかどうかを考えることとされている。

(1) 事業場内で事業主からの命令による業務、業務に付随する行為（準備行為・後始末行為）、突発事故に対する緊急業務に従事している行為、作業中のトイレ、飲水等の生理的行為など、事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

(2) 休憩時間に事業場内で休んでいる場合など、私的な行動を行っているが、事業主の支配・管理下にあり、業務に従事していない場合

(3) 出張や社用での外出、運送、配達、営業で事業場の外で仕事をするなど、事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

今回の災害は、休憩時間中に発生した事故である。休憩時間については、労働基準法第34条第3項により「使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない」としている。

そして、休憩時間中、労働者は自由に行動することが許されていることから、休憩時間中の災害の取り扱いについては、その事業場施設または、その管理の状況に起因することが証明されない限り、私的行為に起因するものと考えられ、業務起因性は認められない。

銀行へ現金を引き降ろしに出掛けていた間は、仕事に必要な手続き（取引先への入金など）を行うことが目的ではなく、「週末の連休に計画していた家族旅行に必要な現金」を得るためであり、業務に従事していなかったことは明らかである。このことから、業務遂行性の判断要素である「事業主の支配・管理下」についても、事業場施設内にいたかどうか判断の分かれ目となるので、認められる要因は存在しない。



また、休憩時間中に労働者が行う一つひとつの行動は私的な行為といえるので、たとえ業務遂行性があると判断される場合でも、業務起因性が認められるためには、事業場施設（またはその管理）の状況（欠陥など）に起因することが証明されなければならない。

休憩時間中の事業場外での災害は、事業主の指揮命令が及んでいる業務時間中ではなく、さらに会社施設外で発生したことからすれば、「事業主の支配・管理下」にあつたとはいえ、業務遂行性がないことになる。そもそも、業務起因性については業務遂行性の存在を前提に判断するので、業務遂行性がない限り業務起因性も認められる余地はない。

以上のことから、Aさんの休憩時間中に、私的な用事で銀行に行き、その途中で事故に遭ったということであるから、この行為自体は、まったくの私的行為であるといえる。したがって今回の災害は、私的行為中の災害であり、さらに事業場内を離れた場所での災害ということから、業務上の災害とは判断されないため、労災認定は認められないものとする。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp